

## 甲府市役所の業務改善に関する決議

本市では、「住民福祉の増進」に努めるとともに、「最少の経費で最大の効果」を挙げるため、「甲府市行政改革大綱」等に基づき、その時々々の社会・経済環境の変化に応じた不断の行政改革に取り組んできている。

これまで、事務事業の見直し、民間委託化の推進、公共施設等の効率的な管理運営などの取組により、一定の成果を挙げているところであり、これらにより生み出した経営資源を、必要性の高い施策・事業へ優先的、重点的に配分することで、市民サービスの向上が継続的に図られている。

こうした中、本市においては中核市移行に際して、多種多様な権限が移譲されたところであり、こうした権限移譲に伴う施策・事業を適切かつ丁寧に遂行されている職員に対し、改めて甲府市議会として感謝の意を表すものである。

一方、我が国においては、世界的にも類を見ない人口減少・少子高齢化が、加速度的に進行しており、本市においても、こうした現状を打破するための施策展開が強く求められており、これらが職員の長時間労働・多忙化等につながりかねないなど、これまで以上に業務改善の必要性が高まっている。

このような中、笑顔あふれる甲府の実現のために「タフで優しい市役所」を推進するに当たり、膨張し続ける諸施策に対するスクラップ・アンド・ビルドの観点を堅持しつつ、市長の力強くあたたかいリーダーシップのもと、持続可能な地域社会の実現に向けて、確かな業務の進め方の再考、仕事量に見合った人員配置を行うことが求められている。

以上のことから、次の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

- 1 職員の業務量や勤務実態を把握し、速やかに業務改善を図ること。
- 2 「健康都市こうふ」として、働き方改革関連法の適切な運用を徹底すること。
- 3 諸施策の執行に当たり、働きやすい確かな選択と集中を行うこと。

以上、決議する。

令和2年2月26日

甲 府 市 議 会